

議案第30号

芽室町企業誘致条例中一部改正の件

芽室町企業誘致条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成24年3月2日提出

芽室町長 宮西 義憲

芽室町企業誘致条例の一部を改正する条例

芽室町企業誘致条例(平成12年芽室町条例第44号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「3年」を「5年」に改める。

第4条第3項中「、北海道企業立地促進条例(平成9年北海道条例第29号)」を「、北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例(平成19年北海道条例第68号)」に改める。

第5条第1項中「3年」を「5年」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行し、改正後の第4条第3項の規定は、平成20年4月1日から適用する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芽室町企業誘致条例第3条第2項及び第5条第1項の規定により決定を受けている者の当該決定に係る措置については、なお従前の例による。

説 明

本町における産業の振興を促進するため、芽室東工業団地内に誘致する企業への奨励策の拡大として、奨励金の交付期間及び工場等の増設適用期間の拡大を図ろうとするものであります。

芽室町企業誘致条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(交付対象者)</p> <p>第3条 一略一</p> <p>2 工場等の増設による奨励金の交付は、新規に立地した日以降<u>5</u>年以内のものとする。</p> <p>3 一略一</p> <p>(交付額の算定)</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 助成金算定の対象となる者は、前条第1項各号に規定する交付対象者に直接雇用されている者で、かつ、<u>北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例(平成19年北海道条例第68号)</u>に基づく助成金算定の対象となっていない者とする。</p> <p>(交付の期間)</p> <p>第5条 奨励金の交付期間は、工場等の新設又は増設により新たに固定資産税等を賦課されるに至った年度から<u>5</u>年とする。ただ</p>	<p>(交付対象者)</p> <p>第3条 一略一</p> <p>2 工場等の増設による奨励金の交付は、新規に立地した日以降<u>3</u>年以内のものとする。</p> <p>3 一略一</p> <p>(交付額の算定)</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 助成金算定の対象となる者は、前条第1項各号に規定する交付対象者に直接雇用されている者で、かつ、<u>北海道企業立地促進条例(平成9年北海道条例第29号)</u>に基づく助成金算定の対象となっていない者とする。</p> <p>(交付の期間)</p> <p>第5条 奨励金の交付期間は、工場等の新設又は増設により新たに固定資産税等を賦課されるに至った年度から<u>3</u>年とする。ただ</p>

改正案	現 行
<p>し、町長が別に定める食料品製造業の工場等（主に十勝の農産物、畜産物、水産物を使用するものに限る。）については、固定資産税等を賦課されるに至った年度から10年とする。</p> <p>2 一略一 附 則</p> <p>1 <u>この条例は、平成24年4月1日から施行し、改正後の第4条第3項の規定は、平成20年4月1日から適用する。</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芽室町企業誘致条例第3条第2項及び第5条第1項の規定により決定を受けている者の当該決定に係る措置については、なお従前の例による。</u></p>	<p>し、町長が別に定める食料品製造業の工場等（主に十勝の農産物、畜産物、水産物を使用するものに限る。）については、固定資産税等を賦課されるに至った年度から10年とする。</p> <p>2 一略一</p>